

# 前 史—灯火のはじまりと油の独占

## 1. 灯火のはじまりと油脂原料

人類にとって“あかり”の歴史は、すなわち“火”の歴史でもあった。それはまた、“油脂”の歴史でもある。火を作り出すことを覚えた人類は、長時間にわたって火を絶やさない方法を考え、囲炉裏を生み出し、木を燃やした。竪穴式住居の縄文人は部屋の真ん中に囲炉裏を作り、この囲炉裏は炊事と暖房と、そして灯火の役割を果たした。その後、徐々に火をそれぞれの用途に応じて使い分けるようになって行くが、未分化状況は意外に長く残り、江戸時代でも地方の農家や漁村では、囲炉裏の火が唯一の灯火であった。

灯火が何時ごろから囲炉裏の火から独立したかは明らかではないが、囲炉裏で燃やした時に樹脂を多く含んだ木がひととき明るく輝いたことから、照明専用の火として使い始めたという説が有力となっている。

最初は松脂（まつやに）を多く含んだ、松の根や幹をそのまま燃やして灯かりとして使ったという。灯かりを絶やさないために、松の根や幹を細かく割り、石や鉄で作った灯台に次々と差し加える形が一般的となった。

「日本書紀」には、イザナギノ尊とイザナミノ尊が黄泉（よみ）の国に行ったとき、湯津爪櫛（ゆつつまぐし）の端の太い歯を折って松明（たいまつ）にしたという記述があり、その後長い間こうした松明が灯火として重要な役割を果たしていたと見られる。

石油の発見も意外に早く、「日本書紀」には、天智天皇即位の年（668年）に越後地方から燃える水と燃える土が献上されたという記述がある。

松の根や幹に代わり、油脂類が灯火として何時ごろから使われ始めたかについて明らかにした文献はない。竪穴式住居跡から発掘された釣手形土器に、灯火器として使われたと推定される痕跡が残っていることから、古墳文化期にすでに灯火として油脂類が使われていたとも思われるが、実証は全くされていない。

中世になると灯火の種類も増え、家の中の照明用、携行用（屋内と屋外）、庭のかがり火などにそれぞれ異なる灯火具が使われるようになった。中世の灯火具としては、灯台、短檠（たんけい）、灯籠（とうろう）などが使われた。灯火も松や杉をそのまま利用する形から、さまざまな油脂類が使われ始めた。宮本馨太郎氏の「燈火その種類と変遷」では次のように語られている。「松の木など木を焚く灯りについて、動物や植物の油脂を燃して灯りにすることが行われたのであろう。海からとった魚を火で焼いた時、その脂がよく



国立国会図書館 蔵

燃えるのを見て、人々はこれを灯りに使うようになったのである。海の幸に恵まれたわが国では、この魚の脂を灯りに使用することは案外早くから行われ……」

こういった灯火の研究書においても、油脂類が灯火として利用され始めた年代については書かれておらず、大雑把な推定がなされているのみである。一方、油の歴史から見ると、わが国で初めて榛（はしばみ）の実が灯火用に搾油されたのは、神功皇后の時代というのが定説になっており、その種本は「清油録」（大蔵永常著）である。しかし「清油録」は搾油の起源についての記述のほとんどを文化7（1810）年に刊行された「搾油濫觴（さくゆらんしょう）」（衢重兵衛編）

に因っている。

その「搾油濫觴」によると……。

わが国で初めて木の実が搾油されたのは神功皇后 11（211）年のことで、摂津の国の住吉大明神（現在の住吉大社）において行われた神事で灯火がつかわれ、その灯明油として献燈するため同じ摂津の国の遠里小野村（おりおのむら）において、榛の実が搾油されたといわれている。遠里小野村はこれにより、社務家から御神領のうち免除の地を与えられたという。これがわが国の搾油のはじまりとされている。

こうした木の実油から、草種子油へと変わって行くまでには少し時間がかかり、「貞観元年（859年）、城州山崎の社司が初めて長木（ちょうぎ・ながき）という道具で荏胡麻油（えごまゆ）を絞る、禁裏をはじめ石清水八幡宮、離宮八幡宮の灯明油として献上したのが草種子油の始まりである」（搾油濫觴）と述べられている。

また、「搾油濫觴」では、実際に灯火がどのように使われたか、さまざまな文献を収集して紹介しているので、その一部を以下に掲げる。

孝徳天皇の大化年中（651年）、味経宮（あじふのみや）で2,100人の僧尼を招請し、一切経を読ませ夕刻、宮殿前の広場で2,700余の灯火を燃やし、安宅経・土側経等を読ませた（難宮安鎮の仏事と推定）（「日本書紀」）。

天武天皇の白鳳年中（673～686年）、河原寺で燃灯供養（多くの火を燃やし仏を供養する行事）が行われた（「日本書紀」）。

以上の行事には木実の油が使われたと推定され、8世紀以降はもっぱら草種子油（油火）が用いられるようになったという。仏事、神事とともに灯火が発展し、より明るく、より手軽に、より長時間、灯を維持できる油が求められ、やがて荏胡麻油がその中心的な地位を占めるようになってゆく。

## 2. 大山崎の荏胡麻と遠里小野の菜種

しかし、木実油や草実油の油も長く残り、たとえば正暦の頃（990～995年）には、椿油が売り歩かれ、長谷寺の灯明に用いられたという記述が「小右記」に見られる。伊勢神宮の灯明油には椿油が使われており、岡崎の太田油脂が椿油を献納している。

灯火油の歴史は松脂を多量に含んだ松の根を燃やすことから始まり、魚油、榛油、椿油、胡麻油、荏胡麻油と変化してくるが、これらの油は時代とともに変遷するといったことではなく、それぞれ同時期に重なって使われている。たとえば漁村では魚油を灯火用に使うことが明治時代でも行われていたし、木実油や草実油も使われ続けた。しかし、9世紀以降、時代を経るごとに荏胡麻油が圧倒的な地位を占めるに到ったことが推測される。この荏胡麻油の発展は、大山崎で考案された長木による搾油法と無縁ではない。優れた搾油法の確立とともに、荏胡麻油は全国の社寺や宮廷、貴族階級、武士階級へと着実に浸透し、灯油の市場を席卷するに至る。

## 2. 大山崎の荏胡麻と遠里小野の菜種

わが国の油の歴史に重要な役割を果たしたのが、山城の国山崎の地にある大山崎離宮八幡宮である。大山崎離宮八幡宮は、清和天皇の代、貞観元（859）年に大和の国大安寺の行教和尚が、八幡様を分霊遷座したのがはじまりとされている。遷座と同時に、大山崎の社司が、長木による搾油を開始した。搾油原料として使用された荏胡麻の栽培も行った。この油は、大山崎の灯明として利用されると同時に宮廷にも献上され、朝廷は、その功績を賞して、社司に「油司」の宣旨を賜った。それ以来、神社仏閣の灯明の油は、全て大山崎が納めることとなった。

その後、諸国でもこれに倣い、長木による荏胡麻の搾油が全国に拡大した。そこで朝廷では、論旨・院宣を発し、大山崎の社司を、特に「荏胡麻製油の長」と認定し、独占権を認めた。また、大山崎を「荏胡麻製油家の元祖」として、諸国の関所や渡し場を自由に通行できるようにし、課益を免除した。

離宮八幡宮に残る最古の文献である貞応元（1222）年12月の美濃国司の下文によると、油や雑物の交易のため、不破関（ふわのせき）の関料免除の特権を保持し、不破関を越えて、遠く美濃尾張まで行商の旅に出ていた。また、旧社家・疋田種信氏所蔵写本中にある寛喜元（1229）年12月28日付の六波羅探題御教書によれば、既にこの頃、大山崎は播磨国で専売の特権を有し、翌寛喜2年の御教書では、肥後国まで範囲を拡げていることがわかる。

応長元（1311）年には、神人（じにん）の訴えによって、後嵯峨院の院宣が下り、荏胡麻と油の販売独占を保証された。正和3（1314）年には、六波羅の下知状によって、荏胡麻の運送に関して、淀河尻、神崎、渡辺、兵庫等の関料を免除された。その後、南北朝か

ら室町時代にかけて、大山崎商人の活躍はますます目覚ましいものとなっていった。文安3（1446）年に室町幕府が下した兵庫開制札の中では、山崎神人の買入れた荏胡麻の運送は、「山崎胡麻船」として、大神宮船等とともに、関料の免除が保証されている。室町幕府においては、歴代の将軍が御教書を下して、大山崎の權益を保証している。

大山崎神人の活躍は、鎌倉時代初期から室町時代まで約200年にわたって全盛を究めた。しかしながら、応仁の乱（1467～1477年）が起これると、京は戦火に包まれ、山崎の地も荒廃して、往年の勢力は失われた。そして、信長が進めた楽市楽座政策により大山崎の油座の特権は廃止された。信長の死後、豊臣秀吉は、一時大山崎の油座の復権を認めたが、時代の流れは変わらず、天正12（1584）年11月10日付けの安堵状を最後に、大山崎油座は、文献上から完全に姿を消した。

山崎の荏胡麻油に代わって、より効率的な菜種の搾油に取り組み、山崎を凌駕するにいたったのが摂津の国遠里小野である。遠里小野では、住吉神社を中心として早くから油商人が台頭し、しばしば山崎神人と対立していた。嘉慶2（1388）年には、和泉、摂津の商人が「住吉神社御油神人」と称して油木を立て、荏胡麻油を販売しているのを大山崎神人が訴え、営業を停止させられている。その後（17世紀に入り）、遠里小野の若野某という人が開発した新しい道具のしめ木（搾木、搗押木）により、油分の多い菜種の搾油を効率的に行うことが可能になり、遠里小野の菜種油が全国を席卷するに至った。菜種は室町時代頃に中国から伝わり、九州や畿内において作付けされ、主に食用に供されていた。

遠里小野では、土地の人々が総出で菜種油の製造に当たり、「油田仲間（あぶらだなかま）」と称して掛け札を出し、毎日油の価格を書き記すようにした。「油茶屋（あぶらちゃや）」なるものを建て、油売りたちが集まって休んだり、油の値段を決めたりした。

### 3. 商人のはじまりと発展

商売は行商から始まった。古代では店舗での販売はまだ登場せず、商売の中心は行商であった。行商には、居住地の近くを売り歩く小商人と、全国を放浪する旅商人との区別が見られた。中世になって、都市では店舗営業が一般的になった後も、小商人は日帰りか一泊程度で都市を訪れ、棒を担いで振売を行った。都市の発達に伴い、種々の振売の姿は、都市の住民の需要を満たすためには、欠かせない存在となっていったのである。その中には、大山崎の油商人の姿もあった。室町時代に入ると、農閑期を利用した農民の出稼ぎの姿も数多く見られ、江戸時代に禁止されるまで続いた。

近郊の農村から来た商人は、寺社の祭礼に合わせて出店するのが常であった。奈良の興福寺の大乗院には塩の本座と新座があったが、新座は、原則として町中で振売を行い、屋内では一切売らないことを定めていた。

### 3. 商人のはじまりと発展

小商人の場合、個々の売り上げは少なかったが、旅商人は、まとまった売り上げを上げる存在であった。古代では、『日本書紀』欽明天皇（在位 539～571 年）の条に、秦大津父が、山城から伊勢にかけて行商をしたことが記されている。この秦氏は、勢力のある帰化人であり、古くから商業に従事していたものと見られている。

荘園の発達した平安時代には、行商人の数も増え、『伊勢物語』には、「田舎わたらひする人」、すなわち田舎へ行商に向かう人の記述が見られる。『新猿楽記』には、「利を重んじて、妻を知らず、身を念ひて他人を顧みず、その交易地は、北は陸奥から南は貴賀島（鬼界ヶ島）に及び、その交易品は唐物四十五種、本朝物三十六種に上る」との記述がある。遠路運ばれる国産品の中には、化粧品原料となる水銀、砂金、硫黄など、産出地が限られる上に産出量が少なく、生産・精製に技術を要するもの、すなわち高値で取り引きされる特殊産品が数多く見られた。

行商が本当の意味で日本列島を席卷するのは、荘園制が崩壊し、全国に大名の領地が形成された以降のことである。鎌倉時代に入って、貨幣が全国規模で流通したことも、商業の本格化を促した。京の商人が、次いで堺の商人が、全国の市場に姿を現した。堺の商人は、最初、地元の魚や塩を奈良近辺で売っていたが、後には東国に至るまで、諸物品を売り歩いた。近江商人も平安時代より活動し、伊勢商人も鎌倉時代末から、東海地方に進出していた。伊勢商人の起こりは、東海の地に数多く存在する皇大神宮の御厨・御菌の年貢を運搬する廻船業者だったと推定されているが、後に伊勢神宮の参拝客や、営利目的の物資の輸送に手を広げ、勢力を伸ばした。他にも、博多商人、日本海の敦賀商人、小浜商人などが次々に商売で名を馳せた。陸奥の十三湊の船も、蝦夷地の物産を本州に運んで販売していた。

かくして、都市と地方との間の取引は、日常的、組織的なものとなった。都市には、国名を冠した屋号の商人が多く住んでいた。京なら越後屋・若狭屋・奈良屋・淀屋・丹波屋・筑紫屋・豊後屋・備中屋・坂東屋、堺なら備中屋・奈良屋・日向屋といった面々である。これは、単に主の出身を示すものではなく、多くの場合、その地方の商人と密接な関係を保っていることを示していた。

商業が大規模化・常態化した 15 世紀には、行商人も自由に放浪することを止めて、店舗に定着し、そこを拠点に活動するのが普通になった。また、旅の時も、集団で移動して安全を図る光景が当たり前になった。一人気ままに諸国を遍歴する物売りの姿は、もはや過去のものとなったのである。大山崎の油商人が地方に原料の荏胡麻を買い付けに行く時も、隊を組んで行動した。中世の商人が同業者組合である座を結成する背景には、行商時の集団行動の経験があったことが挙げられる。

個人の常設の小売店舗は、平安末期から一部には存在していた。『宇津保物語』には、京は七条大路の真申（まさる）に魚と塩の店を構える女の話が出てくる。店舗売りが一般

的になった応仁の乱以降は、奈良では、元龜3（1572）年の調べで、世帯数の約3分の1が商人・工人の店や住居で、その種目は約50種に及んだとある。

商品を売る場所は、平安の昔から、棚と呼ばれていた。これは、文字通り、商品を置く棚を据え付けていたためである。鎌倉末期から、見世棚という言葉が使われたようで、『庭訓往来』には、「市町は通辻小路に見世棚を構えしむ」と書かれている。見世とは、やはり、人に「見せる」の意であろうと言われている。室町時代になると、この見世棚から、「店」という言葉ができる。だが、たなという言葉も生き延び、江戸時代には、店と書いて「たな」と読ませるのが普通であった。

## 4. 市 と 座

座のルーツは、市にある。ここで言う市とは、定期市のことだ。その背景には、平安末期の荘園領主の銭稼ぎの動きがあった。この時代は、物々交換経済から貨幣経済への変わり目の時代で、宋銭が本格的に流通し始めたことで、中央への年貢銭獲得のため、余剰生産物を市に出して、銭に変えた。

鎌倉時代に、最も早く市が発達したのは、寺社の門前であった。中でも特に有名だったのが、伊勢神宮の門前の八日市である。

室町時代に入ると、交通の要地に市が形成されていく。奈良では、南市、北市、高天市が毎日交替で開かれた。この頃から、虹の立つところに市を開く風習も始まった。交易の盛んな所では、「一・六」「二・七」「三・八」「四・九」「五・十」と、月に6回、5日毎に開かれる「六斎市（ろくさいいち）」が栄えていた。

その中から、“市座”が出現する。市座とは、一定商品の専売権を有する特定の販売座席のことだ。祭良の南市には、魚座、塩座など、30余の市があった。彼らは次第に集団を形成し、何かにつけて利益を吸い上げようと図る封建時代の諸勢力に対抗していく。こうして次々と発生していったのが座である。

## 5. 油 座

さて、その中で油座である。前節で述べたように、中世までは、油の販売は、寺社の神人、寄人がほとんどを占めており、これらの特権商人達が集まることで、「油座」が形成された。したがって、その起源は非常に古い。主な油座を見ると、九州宮崎八幡宮の油座は、遅くとも平安末期には成立していたと推定され、醍醐寺の油座は、鳥羽天皇の久安年間（1145～）に、既に記録に登場する。

中世の前半には、油は贅沢品であり、寺社や公家が夜間の灯明に用いるだけだったが、

## 5. 油 座

貨幣経済が発達し、生活レベルが向上すると、地方豪族なども、夜間照明のために油を求めるようになった。その結果、油座の中でも、商才に長けた特定の座が、突出した勢力を獲得するに至る。大和の国に、符坂座（ふさかさ）という油座があった。当初は、興福寺春日社に灯明を奉仕するだけの集団だったが、東大寺の油倉（大仏殿の灯油を貯蔵する機関）への販売を請け負ったのを皮切りに、次々に勢力を拡大し、ついには奈良一帯に、油の独占販売網を張り巡らすに至った。こうなると、各地で利権を巡る騒動が巻き起こる。大和の南方に起こった矢木座は、胡麻の購入を巡って符坂座と衝突し、長年に渡って闘争を繰り返した。

しかし、信長、秀吉は商売の独占を図る座を認めず、徳川家康も江戸、大阪は元より幕府の主な直轄地すべてで、座の結成を禁止したのである